

総務省訓令第12号

総務省が平成17年度に行う事後評価及び施策の実施状況の検証の実施に関する計画を次のように定める。

平成17年3月30日

総務大臣 麻生 太郎

総務省が平成17年度に行う事後評価及び施策の実施状況の検証の実施に関する計画

第1 総則

この計画は、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号。以下「法」という。)第7条に基づき、及び総務省政策評価基本計画(平成16年総務省訓令第23号。以下「基本計画」という。)を実施するため、総務省が平成17年度において行う事後評価の対象とする政策等及び評価の方法等を定めるものとする。

第2 計画期間

この計画の対象期間(以下「計画期間」という。)は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの1年間とする。

第3 事後評価の対象とする政策及び評価の方法等

計画期間における事後評価の対象とする政策及び評価の方法等は、次に定めるとおりとする。

1 実績評価方式により評価を行う場合

(1) 評価対象政策

法第7条第2項第1号に該当するものとして基本計画第6章第2節第2項(1)に掲げられた政策のうち、別表の政策(実績評価対象政策)欄に掲げる政策とする。

(2) 評価の手續等

実績評価書の案の作成及び提出

政策の所管部局等はこの計画に基づき実績評価書の案(以下「実績評価書案」という。)を作成し、5月初旬を目途に大臣官房政策評価広報課長が定める日までに大臣官房政策評価広報課に提出するものとする。

政策の所管部局等は実績評価書案を作成するに当たり、基本計画第6章第2節第4項(1)の規定に基づき設定した指標等のできる限り正確な把握に努めるとともに、当該政策に係る専門家からの意見聴取を積極的に行うものとする。

政策の所管部局等から提出された実績評価書案に対する審査

大臣官房政策評価広報課は、政策の所管部局等から提出された実績評価書案の記載内容について、基本計画第11章第1節第2項(1)の規定に基づき審査を行うものとする。

大臣官房政策評価広報課は、上記の審査を行った実績評価書案について総務省政策評価調整小委員会に提出するものとし、総務省政策評価調整小委員会にお

いて事前検討及び調整を行うものとする。

大臣官房政策評価広報課は、総務省政策評価調整小委員会において事前検討及び調整を行った実績評価書案について、基本計画第8章の規定に基づき官房長が別に定める方法により、学識経験者等の意見を聴取するものとする。

大臣官房政策評価広報課が上記の学識経験者等の意見を聴取した後、総務省政策評価省内委員会における実績評価書案の決定等を経て、6月末を目途に実績評価書を公表するものとする。

法第10条第2項の規定に基づき実績評価書とともに公表する要旨の作成及び公表は、上記からの手続きに準じて行うものとする。

(3) 実績評価書の様式等

実績評価書及びその要旨の様式並びに記載要領は、大臣官房政策評価広報課長が別に定める。

2 事後事業評価方式により評価を行う場合

(1) 評価対象政策

法第7条第2項第1号に該当するものとして基本計画第6章第2節第2項(2)に規定した政策のうち、次に掲げる政策とする。

- ・ 過疎地域振興対策費
- ・ 地上デジタル放送等の円滑な普及に向けた情報提供活動等の推進
- ・ 新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業
- ・ 移動通信用鉄塔施設整備事業
- ・ 地域インターネット導入促進基盤整備事業
- ・ 字幕番組・解説番組等の制作促進
- ・ 消防防災施設等整備費補助金
- ・ 明るい選挙推進費
- ・ 総務省LANの整備・運用
- ・ 電波監視施設の整備・維持運用、電波監視業務の実施
- ・ 総合無線局監理システムの構築と運用
- ・ 周波数逼迫対策技術試験事務の実施に必要な経費
- ・ 標準電波による無線局への高精度周波数の提供

(2) 評価の手続等

事後事業評価書の案の作成及び提出

政策の所管部局等は、この計画に基づき事後事業評価書の案(以下「事後事業評価書案」という。)を作成し、5月初旬を目途に大臣官房政策評価広報課長が定める日までに大臣官房政策評価広報課に提出するものとする。

政策の所管部局等は、この事後事業評価書案を作成するに当たり、当該政策に係る専門家からの意見聴取を積極的に行うものとする。

政策の所管部局等から提出された事後事業評価書案に対する審査

大臣官房政策評価広報課は、政策の所管部局等から提出された事後事業評価書案の記載内容について、基本計画第11章第1節第2項(1)の規定に基づき審査を行うものとする。

大臣官房政策評価広報課が上記の審査を行った後、事後事業評価書案の決定等を経て、6月末を目途に事後事業評価書を公表するものとする。

法第10条第2項の規定に基づき事後事業評価書とともに公表する要旨の作成及び公表については、上記からの手続きに準じて行うものとする。

(3) 事後事業評価書の様式等

事後事業評価書及びその要旨の様式並びに記載要領は、大臣官房政策評価広報課長が別に定める。

3 総合評価方式により評価を行う場合

(1) 評価対象政策

法第7条第2項第3号に該当するものとして基本計画第7章第2節第2項(2)に基づき選定した、次に掲げる政策とする。

「行政相談」

(評価の趣旨)

総務省の行政相談について、その政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的な評価を行う。

(2) 評価の実施主体

本評価の実施主体は、行政評価局とする。

(3) 評価の手続

行政評価局は、この計画に基づき総合評価書及びその要旨の案を作成し、大臣官房政策評価広報課に提出するものとする。

大臣官房政策評価広報課は、行政評価局から提出された総合評価書及びその要旨の案の記載内容について、基本計画第11章第1節第2項(1)に基づく審査を行うものとする。

上記及びに定めるもののほか、本評価の手続に関し必要な事項は、行政評価局と協議の上、大臣官房政策評価広報課長が別に定める。

第4 実施状況の検証の対象とする施策及び検証の手続等

(1) 検証対象施策

基本計画第6章第2節第5項による実施状況の検証を行う施策は、別表の施策欄に掲げる施策とする。

(2) 検証の手続等

施策実施状況調書の案の提出

施策の所管部局等は、この計画に基づき施策実施状況調書の案(以下「施策実施状況調書案」という。)を作成し、5月初旬を目途に大臣官房政策評価広報課長が定める日までに大臣官房政策評価広報課に提出するものとする。

施策の所管部局等は、施策実施状況調書案を作成するに当たり、当該施策に係る専門家からの意見聴取を積極的に行うものとする。

施策の所管部局等から提出された施策実施状況調書案に対する審査

大臣官房政策評価広報課は、施策の所管部局等から提出された施策実施状況調書案の記載内容について、基本計画第11章第1節第2項(1)の規定に基づき審査を行うものとする。

大臣官房政策評価広報課が上記の審査を行った後、施策実施状況調書案の決定等を経て、6月末を目途に施策実施状況調書を公表するものとする。

(3) 施策実施状況調書の記載要領

基本計画第6章第2節第5項(1)の規定に基づき定める施策実施状況調書の様式とともに大臣官房政策評価広報課長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)			施策	左記施策の主な指標				左記施策の実施手段(一定のものは事業評価を実施)			
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方		左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制度の企画等	情報提供その他		
行政改革の推進	行政の透明性の向上と信頼性の確保	行政機関情報公開法等の施行状況	-	-	行政の透明性の向上と信頼性の確保を実現するためには、国・地方それぞれの側面から国民の権利、行政の在り方を定めた制度を整備し、情報公開等を推進していくことが必要であることから、国における制度の運用状況、地方における制度の整備状況を示す左記指標により評価するものである(左記目標値については、右記「施策の指標及び目標の設定についての考え方」参照)。	国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用	各府省における情報公開・個人情報保護制度の運用状況	-	-	各府省における制度の運用状況の概要を取りまとめて公表することにより、法の適正かつ円滑な運用を図るものである。			施行状況の調査結果の公表
		地方公共団体の情報公開条例(要綱)制定率	100%	18年度			地方公共団体の情報公開条例(要綱)制定率	100%	18年度				
	地方公共団体の行政手続条例等制定率	100%	18年度	地方公共団体の行政手続条例等制定率	100%	18年度	地方公共団体の行政運営の公正の確保と透明性の向上						
国家公務員の適正な人事管理の推進	(参考となる指標) 人事管理運営方針のフォローアップ結果 各種人事交流の実施状況 国家公務員高齢者雇用推進に関する方針の推進状況 退職準備プログラム等の導入状況 健康管理・安全管理施策の実施状況			本政策については、人事管理自体は各府省が行うため、具体的な指標や目標値を設定することは困難であることから、政府全体としての人事管理の取組状況等を示す「参考となる指標」により、本政策の目指す定性的な目標に向かっての達成状況の把握に努める。	公務における多様な人材の確保と活用	各種啓発事業の受講率・受講者の満足度	受講率:100% 満足度:100%	毎年度	全政府的な人事管理施策の一環として、政府職員としての一体感の醸成、幅広い視野の育成等を図る機会を提供し、各府省の枠を超えた能力開発・啓発を図ることが求められ、また、行政課題に迅速かつ的確に対応するために外部からも多様な人材を得る必要があることから、左記指標の状況により本施策の進行管理を行うものである。	各種啓発事業・セミナー実施 人材情報データベース運用			各種人事交流状況の調査・公表
						各種人事交流の実施状況	-						
						人材情報データベースの利用件数	-						
国家公務員の適正な人事管理の推進	国家公務員の高齢対策と再就職の適正化				国家公務員の高齢対策と再就職の適正化	国家公務員高齢者雇用推進に関する方針の推進状況	-	20年度 毎年度	高齢社会の到来による高齢国家公務員の雇用の計画的推進、退職後の生活にスムーズに対応できるような支援、国家公務員の再就職状況の透明性の確保を図っていく必要があり、左記指標の状況により本施策の進行管理を行うものである。このうち、早期退職慣行の是正状況の目標値については、「早期退職慣行の是正について」(平成14年12月17日閣僚懇談会申合せ)に基づくものである。	人材バンク運用			国家公務員高齢者雇用推進に関する方針の推進 再就職状況の公表
						早期退職慣行の是正状況	平均勤奨退職年齢を3歳以上引上げ						
						各府省の退職準備・生涯設計プログラム担当者に対する講習会の開催状況	中央で1回開催 全国3か所で各1回開催						
国家公務員の健康管理・安全管理施策の推進	国家公務員の健康管理・安全管理施策の推進				国家公務員の健康管理・安全管理施策の推進	再就職状況の公表状況	-						
						試行人材バンクの利用件数	-						
						各府省の担当者に対する健康管理の講演会の実施状況	中央で1回開催	毎年度	「国家公務員福利厚生基本計画」(平成3年3月20日内閣総理大臣決定)に基づき、職員の活力の維持、志気の高揚を図る必要があり、左記指標の状況により本施策の進行管理を行うものである。	カウンセラー講習会の実施	国家公務員健康週間の実施		
国家公務員の健康管理・安全管理施策の推進	国家公務員の健康管理・安全管理施策の推進				国家公務員の健康管理・安全管理施策の推進	各府省の担当者に対する職場の安全管理の講演会の実施状況	中央で1回開催	毎年度					国家公務員安全週間の実施
						各府省のカウンセラーに対する講習会の開催状況	全国4か所で各1回開催	毎年度					

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)			施 策	左記施策の主な指標				左記施策の実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方		左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制度の企画等	情報提供その他	
地方分権の推進等	分権型社会に対応した地方制度・地方行政体制の整備等	(参考となる指標) 地方制度状況(検討状況含む) 市町村合併の状況 (平成17年度評価まで。平成18年度以降は地方制度調査会の最終答申をふまえ、検討) 各地方公共団体における行政改革大綱策定率 地方公共団体の情報公開条例(要綱)制定率 地方公共団体の行政手続条例等制定率			分権型社会に対応した地方制度・地方行政体制の整備等については、国からの権限や事務の移譲等、地方のあり方全般に関わるものであり、一定の指標等により目標を定め達成状況を測ることは困難であることから、地方制度の現況、市町村合併の状況、行政改革の取組状況等を分析し、分権型社会に対応した地方制度・地方行政体制の整備についての課題や達成状況の把握に努める。	分権型社会に対応した地方制度のあり方検討	第27次地方制度調査会の答申、構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針を踏まえ、地域自治組織制度(仮称)の導入、都道府県の自主的合併手続等の整備、条例による事務処理の特例制度の拡充、収入役制度の改正、財務会計制度の改正を内容とする地方自治法改正	16年度	第27次地方制度調査会の答申(平成15年11月13日)、構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針(平成15年9月12日決定)の具体化を図るため、地方自治法を改正するものである。		地方自治法等	地方公共団体に対する助言
					市町村合併の推進 (平成17年度評価まで。平成18年度以降は地方制度調査会の最終答申をふまえ、検討)	合併後の市町村数 (平成17年度評価まで。平成18年度以降は地方制度調査会の最終答申をふまえ、検討)	「市町村合併後の自治体数を1000を目標とする」という与党の方針を踏まえ、自主的な市町村合併を推進(同左)	16年度(同左)	基礎自治体である市町村の規模・能力の充実、行財政基盤の強化を図るためには、市町村合併を推進することが必要であり、総務省としては、与党の目標である「合併後の自治体数を1000とする」という目標を踏まえ、自主的な合併を強力に推進していくものである。	市町村合併推進体制整備費補助金等(同左)	合併特例法(同左)	地方公共団体に対する助言
					再掲 地方行革の推進	各地方公共団体における行政改革大綱策定率	100%	18年度	簡素で効果的・効率的な地方行政体制を確立するためには、各地方公共団体において行政改革に取り組むことが重要であり、地方行革の取組状況を示す行政改革大綱の策定を全団体で行うことを目標とする。目標年度は、政策の実績を総括すべき時期とする。			
				再掲 地方公共団体の行政運営における公正の確保と透明性の向上	地方公共団体の情報公開条例(要綱)制定率 地方公共団体の行政手続条例等制定率	100%	18年度	地方公共団体の行政運営の公正の確保と透明性の向上には、情報公開条例(要綱含む)に基づく情報公開、行政手続条例等による行政手続の透明性の確保が必要であり、これらを全団体に制定することを目標とする。目標年度は、政策の実績を総括すべき時期とする。				条例制定状況公表 地方公共団体に対する助言
				分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立と地方公務員の適性な人事管理の推進については、地方公務員の制度、人材育成等、地方公務員のあり方全般にかかわるものであり、一定の指標等により目標を定めその達成状況を測ることは困難であり、地方公務員制度の改革状況、地方公務員数の推移、ラスパイレース指数等について分析し、目標の達成状況の把握に努める。	分権時代にふさわしい地方公務員制度の確立	地方公務員等共済組合法等の改正案を作成	16年度	公務員共済年金の財政単位を一元化するため地方公務員等共済組合法等の改正案を国会に提出するものである。	地方公務員法等		地方公共団体に対する助言	
				地方公共団体における定員管理及び地方公務員給与の適正化の推進	再掲 各地方公共団体における定員の公表状況、給与の公表状況	100%	20年度	各地方公共団体の行政需要等の実情にあった地方公務員の定員・給与の適正化を実現するためには、住民が理解しやすいように工夫を講じつつ積極的な広報を行うことが重要であり、その前提となる定員・給与の状況の公表を全団体で行うこと(平成15年現在約80%)を目標とする。目標年度は市町村合併等の動きを考慮し、平成20年度とした。				ラスパイレース指数、地方公務員定員状況の公表 地方公共団体に対する助言
			分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立と地方公務員の適正な人事管理の推進	地方行政を担う人材の育成・確保	各地方公共団体における人材育成基本方針策定率	100%	20年度	各地方公共団体が地域の将来像と行政のあり方などを踏まえて、人材育成の目的及びこれからの時代に求められる職員像を明らかにすることが重要であり、人材育成基本方針の策定を全団体で行うこと(平成15年現在約30%)を目標とする。目標年度は市町村合併等の動きを考慮し、平成20年度とした。				地方公共団体に対する助言

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)			施 策	左記施策の主な指標				左記施策の実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方		左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制度の企画等	情報提供その他	
地方分権の推進等	地方財源の確保及び地方財政健全化	(参考となる指標) 地方財政計画による地方財源の確保の状況 一般財源比率 地方債依存度 借入金残高 地方債計画における地方債資金の確保状況			地方財源の確保等 地方公共団体の公債費負担の適正化	地方財源の所要額の確保状況 地方債資金の所要額の確保状況 公債費負担適正化計画を策定した市町村の計画完了の割合	所要額の確保 100%	毎年度 毎年度	住民生活に密着する行政を担う地方公共団体の活動に必要な財源を毎年度確保することを施策の進行管理の目標とするものである。 市町村の策定した公債費負担適正化計画の完了により、当該市町村の公債費負担の適正化が図られたと考えられることから、当該計画の目標年度に計画が完了した市町村の割合により本施策の進行管理を行うものである。		地方財政計画の策定 地方債計画の策定	地方財政白書の作成・公表 計画を策定している市町村に対する地方財政措置 地方公共団体に対する助言
	分権型社会を担う地方税制度の構築	(参考となる指標) 国・地方の財源配分 道府県税及び市町村税の税収構成比 歳入総額に占める地方税の割合の推移 地方税収の推移 国民負担率の内訳の国際比較			毎年度の地方税制度の見直し	税調の答申等を踏まえ、税制改正法案を通常国会に提出し、年度内成立を目指す	毎年度	地方税制度の見直しについては、具体的には政府税制調査会の答申等に基づき年度末に地方税法改正法案を国会に提出し、この改正による施策の周知徹底を図っていくものである。		地方税法等		
	活力、個性、魅力にあふれる地域づくり	(参考となる指標) 循環型社会形成事業、少子高齢化対策事業及び地域資源活用促進事業の活用団体数 JETプログラムの招致人数、招致国数 過疎地域自立促進計画の進捗率 辺地数			活力、個性、魅力にあふれる地域づくりの具体的な目標は、様々な価値観、地域の実情等により異なり、一定の指標により目標を定めその達成状況を測ることは困難であり、地方公共団体の抱える課題と、各地方公共団体が自ら考え自主的に取り組む事業を支援する総務省の施策の活用状況等を分析し、目標の達成状況の把握に努める。	地方公共団体の地域づくりの支援 地方公共団体の国際化施策の推進 地方公共団体におけるPFI事業の推進	循環型社会形成事業、少子高齢化対策事業及び地域資源活用促進事業の実施を予定している団体に対する対応状況 JETプログラムの招致人数、招致国数 地方公共団体からの要望人数の確保 関係機関と連携の上のPFI研修会等の実施状況	事業計画提出団体への対応 毎年度 毎年度 16年度	地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援するため、循環型社会形成事業等の事業について、財政措置を講ずることとしており、事業計画提出団体への対応状況を施策の進行管理の指標とするものである。 地方公共団体の国際化の取組を支援するため、JETプログラムについて、地方公共団体からの要望人数を毎年度確保することを施策の進行管理の目標とする。 PFI事業を実施するためには、法務・金融等の専門的知識が必要であり、地方公共団体向けの研修会等の実施状況により本施策の進行管理を行うものである。			地方財政措置 JET配置活用計画の取りまとめ 地方財政措置 PFI研修会等の実施 地方公共団体に対する情報提供
					過疎地域の自立促進	過疎補助事業により整備した交流施設利用者数 難視聴解消世帯数 過疎地域等において新たに携帯電話が利用可能な状態となった人口数	施設整備に当たり、各市町村が設定した利用見込み者数 1,000世帯 10万人	毎年度 16年度 17年度	交流施設利用者数、難視聴解消世帯数等は過疎地域の自立促進への貢献状況を示すものである。目標値は施設計画時の見込み、e-Japan重点計画-2003等に基づくものである。 民放テレビ・ラジオ放送難視聴等解消施設整備事業 移動通信用鉄塔施設整備事業	過疎関係補助金 過疎地域自立促進特別措置法	地方公共団体に対する助言 シンポジウム等啓発 「過疎対策の現況」の作成	
					辺地に係る財政上の特別措置の実施	辺地数	150程度減少	毎年度	辺地とその他の地域において住民の生活文化水準の著しい格差があるが、財政上の特別措置の実施によりその地域格差が是正され、辺地数の減少に結びつくことから、辺地数の指標の状況により施策の進行管理をするものである。目標値は、過去3か年の実績を参考にしたものである。			地方財政措置(辺地債)

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)				施策	左記施策の主な指標				左記施策の実施手段(一定のものは事業評価を実施)			
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方	左記指標にかかる目標値		目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制度の企画等	情報提供その他			
新たな IT社会の 構築	利用者本位の行政サービスの提供及び簡素で効率的な政府の実現に向けた電子政府・電子自治体の推進	申請・届出等手続におけるオンライン利用件数	対17年度2割増加	18年度	電子政府・電子自治体の推進については、国民の利便性・サービスの向上、IT化による業務改革を目標として取り組まれるものであることから、当該政策に係る国民の利用環境や業務システムの効率化の状況を示す左記指標により評価するものである(左記目標値・目標年度については、右記「施策の指標及び目標の設定についての考え方」参照)。	各府省における行政情報化の推進	申請・届出等手続におけるオンライン利用件数	対17年度2割増加	18年度	電子政府の推進による国民の利便性・サービスの向上、IT化による業務改革への取組の状況を示す申請・届出等手続におけるオンライン利用件数などの指標の状況により本施策の進行管理をするものである。目標値はモデル事業に係る目標や「電子政府構築計画」(2003年(平成15年)7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づくものである。	行政情報サービスシステム等整備経費等	電子政府構築計画の改定及びフォローアップ	オンライン利用の普及啓発	
		電子政府の総合窓口(e-Gov)へのアクセス件数(利用件数)	3,000万件	18年度			電子政府の総合窓口(e-Gov)へのアクセス件数(利用件数)	3,000万件	18年度					
		業務・システムの最適化計画の策定率	100%	17年度			業務・システムの最適化計画の策定率	100%	17年度					
	人事・給与関係業務情報システムの導入完了府省等	人事・給与関係業務情報システムの導入完了府省等	全府省等	-	-	総務省所管行政の情報化の推進	人事・給与関係業務情報システムの主要部分の整備(総務省、財務省、人事院)	人事・給与関係業務情報システムの主要部分の整備(総務省、財務省、人事院)	整備の完了	16年度	人事関係事務情報システム化推進経費	電子政府構築計画の改定及びフォローアップ	オンライン利用の普及啓発	
		行政手続のオンライン利用率	インターネット普及率と同程度の利用率	17年度	行政手続のオンライン利用率			インターネット普及率と同程度の利用率	17年度					
		電子申請が可能な地方公共団体の割合	100%	17年度	電子申請が可能な地方公共団体の割合			100%	17年度					
	電子自治体の推進	電子申請が可能な地方公共団体の割合	100%	17年度	電子申請が可能な地方公共団体の割合	100%	17年度	電子申請が可能な地方公共団体の割合、電子自治体に対応した個人情報保護条例制定数	100%	17年度	電子自治体の実現の前提となる電子申請が可能となった地方公共団体数及び個人情報保護条例の制定団体数により施策の進行管理を行うものである。目標年度はe-Japan戦略による2005年を概ねの目標とする。	新2号館LAN整備・運用等経費、インターネット利用申請・届出システム開発整備経費等	総務省の行政手続のオンライン化	住民基本台帳ネットワーク、公的個人認証制度の普及啓発等
		加入者系光ファイバ網集線点光化率	100%	17年度	電気通信事業の健全な発達及び低廉なサービスの提供の実現状況は、その主要分野である各施策の指標のうち、高度情報通信ネットワーク社会の実現に不可欠な光ファイバ網等の整備状況及び電気通信事業の各市場における競争の進展状況を示す左記指標により表されるものである。	高速・超高速ネットワークインフラ整備	加入者系光ファイバ網集線点光化率	100%	17年度	高速・超高速ネットワークインフラ整備への貢献の状況を「加入者系光ファイバ網集線点光化率」の状況により本施策の進行管理をするものである。目標値及び目標年度は「高度情報通信社会推進に向けた基本方針」(平成10年11月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)に基づくものである。	加入者系光ファイバ網設備整備事業	財政投融资、税制		
		電気通信事業の健全な発達及び低廉なサービスの提供	100%	17年度	電気通信事業の健全な発達及び低廉なサービスの提供	高速・超高速ネットワークインフラ整備	加入者系光ファイバ網集線点光化率	100%	17年度	高速・超高速ネットワークインフラ整備への貢献の状況を「加入者系光ファイバ網集線点光化率」の状況により本施策の進行管理をするものである。目標値及び目標年度は「高度情報通信社会推進に向けた基本方針」(平成10年11月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)に基づくものである。	加入者系光ファイバ網設備整備事業	財政投融资、税制		
	電気通信事業の健全な発達及び低廉なサービスの提供	加入者系光ファイバ網集線点光化率	100%	17年度	電気通信事業の健全な発達及び低廉なサービスの提供	高速・超高速ネットワークインフラ整備	加入者系光ファイバ網集線点光化率	100%	17年度	高速・超高速ネットワークインフラ整備への貢献の状況を「加入者系光ファイバ網集線点光化率」の状況により本施策の進行管理をするものである。目標値及び目標年度は「高度情報通信社会推進に向けた基本方針」(平成10年11月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)に基づくものである。	加入者系光ファイバ網設備整備事業	財政投融资、税制		
		電気通信事業の市場規模	-	-	-	IPV6の普及促進	IPV6利用状況	IPV6の普及促進	平成15年度と比較し、IPV6サービス提供可能世帯数、我が国のIPV6アドレス割当組織数等の増加	17年度	本政策の実現に貢献するIPV6利用促進の状況を評価するには、IPV6サービス提供可能世帯数、我が国のIPV6アドレス割当組織数等の増加によりIPV6利用状況を把握することが有効であり、本指標により本施策の進行管理をするものである。	「インターネット」のIPV6への移行の推進、実証実験等	国際会議、税制等	
		電気通信事業者数の推移	-	-	-			電気通信事業における競争環境の整備	電気通信事業の市場規模	-	-	電気通信事業の各市場における競争の進展状況は、左記指標を適切に組み合わせることにより把握することが可能であり、更に特定の分野については詳細な競争評価を毎年1回行うことにより政策の達成度を評価することが可能。	調査研究の実施	電気通信事業法令の整備
電気通信サービス料金の低廉化の状況	-	-	-	電気通信事業者数の推移	-			-	電気通信事業者数の推移	-	-	電気通信情報公開システムの維持・運用	各種ガイドライン等の整備	事業者等への周知
高度で利便性の高い多様な放送サービスをどこでも利用できる社会の実現	(三大広域圏の)アナログ周波数変更対策進捗率	100%	18年度	高度で利便性の高い多様な放送サービスをどこでも利用できる社会の実現状況は、デジタル放送の普及状況及び難視聴解消による情報格差の是正状況により表されるものであり、これらの施策について設定した指標及び目標値によるものである。	地上放送のデジタル化の推進	地上放送のデジタル化の推進	(三大広域圏の)アナログ周波数変更対策進捗率	100%	18年度	地上デジタル放送を開始するための前提となるアナログ周波数変更対策の進捗状況。放送開始に必要な設備投資に対する支援措置の進捗状況を表す高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に基づく認定事業者数及び地上デジタル放送の普及状況を表す開局数・カバー率	アナログ周波数変更対策	免許制度整備	金融支援(財政投融资、無利子・低利融資、債務保証)及び税制支援(国税、地方税)	
	高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に基づく認定事業者等	120社程度	16年度	高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に基づく認定事業者等			120社程度	16年度	地上デジタルテレビジョン放送の開局数・世帯カバー率	約1,700万世帯	16年度	地上デジタルテレビジョン放送の開局数・世帯カバー率	約1,700万世帯	16年度
	地上デジタルテレビジョン放送の開局数・世帯カバー率	約1,700万世帯	16年度	地上デジタルテレビジョン放送の開局数・世帯カバー率			約1,700万世帯	16年度	衛星デジタル放送の普及	BSデジタル放送受信世帯数CSデジタル放送視聴契約者数	毎月、把握する	毎年度	衛星デジタル放送の普及については、BSデジタル放送受信世帯数とCSデジタル放送視聴契約者数を毎月把握する。	放送法令・電波法令 免許制度整備
高度で利便性の高い多様な放送サービスをどこでも利用できる社会の実現	BSデジタル放送受信世帯数CSデジタル放送視聴契約者数	-	-	-	国際放送の推進	国際放送の推進	BSデジタル放送受信世帯数CSデジタル放送視聴契約者数	毎月、把握する	毎年度	衛星デジタル放送の普及については、BSデジタル放送受信世帯数とCSデジタル放送視聴契約者数を毎月把握する。	放送法令・電波法令 免許制度整備	国民への情報提供 衛星放送の在り方の検討		
	ケーブルテレビのデジタル放送への対応状況	ほぼ100%	22年度	ケーブルテレビのデジタル放送への対応状況			ほぼ100%	22年度	国際放送の実施状況	毎月、把握する	毎年度	国際放送の推進については、国際放送の実施状況を毎月把握する。	日本放送協会交付金(短波国際放送)	
	難視聴解消世帯数	1,000世帯	16年度	難視聴解消世帯数			1,000世帯	16年度	ケーブルテレビの普及・高度化	ケーブルテレビのデジタル放送への対応状況	ほぼ100%	22年度	国民が広くデジタル放送を享受するためには、ケーブルテレビのデジタル化対応が不可欠であり、その進捗状況の目標値は、「e-Japan重点計画-2003」において、「ケーブルテレビについては、2010年までにすべてデジタル化されることを目指し」とされているところである。	新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業費補助金
高度で利便性の高い多様な放送サービスをどこでも利用できる社会の実現	ケーブルテレビのデジタル放送への対応状況	ほぼ100%	22年度	ケーブルテレビのデジタル放送への対応状況	ほぼ100%	22年度	国際放送の推進	国際放送の実施状況	毎月、把握する	毎年度	国際放送の推進については、国際放送の実施状況を毎月把握する。	日本放送協会交付金(短波国際放送)		
	難視聴解消世帯数	1,000世帯	16年度	難視聴解消世帯数	1,000世帯	16年度	民放テレビ・ラジオの難視聴等の解消	難視聴解消世帯数	1,000世帯	16年度	民放テレビ・ラジオの難視聴等の解消状況を表す難視聴解消世帯数により本施策の進行管理をするものである。	民放テレビ・ラジオ放送難視聴等解消施設整備事業		

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)			政策の指標等及び目標の設定についての考え方	施策	左記施策の主な指標			左記施策の実施手段(一定のものは事業評価を実施)					
		左記指標にかかる目標値	目標年度				左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制度の企画等	情報提供その他			
新たな IT 社会の 構築	社会・経済のIT化の推進及び安心・安全な利用環境の整備等によるIT利用の促進	地域公共ネットワークの全国整備率	100%	17年度	社会・経済のIT化の推進及びIT利用の促進の実現の状況は、その主要分野である各施策の実現状況により表されるものであり、これら施策について設定した指標及び目標値のうち、特に国民や企業、社会にとって政策に関わる状況がどのようにあるかを示す左記の指標及び目標値によるものである。	地域の情報化の推進	地域公共ネットワークの全国整備率	100%	17年度	地域公共ネットワークの全国整備の実現への貢献状況を示す地方公共団体による整備事業の実績により本施策の進行管理をするものである。目標値は、e-Japan重点計画2003に基づくものである。	地域インフラネット基盤施設整備事業等 地域インターネット導入促進事業		財政投融资、税制		
		情報通信利用の適正化、情報通信ネットワークにおける情報セキュリティ対策の実施状況				沖縄国際情報特区構想の実現	沖縄に進出した情報通信関連企業数などの企業集積状況	対前年度比増	22年度までの各年度	沖縄経済振興21世紀プランで提言された沖縄国際情報特区構想の推進方策のうち、国内外の情報通信関連企業、研究機関等の誘致促進・集積・育成の方策により、国民にとって施策に関わる状況がどのようにあるかを表す「沖縄に進出した情報通信関連企業の集積状況」といった主な指標によるものが適当である。また、目標年度についても同構想の計画最終年度とする。	IT産業等集積基盤整備事業等	沖縄振興特別措置法 沖縄振興計画	情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区(税制措置)		
		・非常時における通信確保のための情報伝達ネットワークの活用状況 ・情報通信ネットワークにおける情報セキュリティ評価システムの活用状況 ・無線LANのセキュリティ対策に関する周知啓発の実施状況	ネットワークの構築	18年度			コンテンツの流通促進	実証実験等の状況	システムの実証	16年度	社会・経済のIT化の推進及びIT利用の促進への貢献の状況を示すコンテンツの流通を促進するための実証実験等の状況の指標により本施策の進行管理をするものである。目標値はe-Japan重点計画2003等に基づくものである。	ブロードバンド・コンテンツの制作・流通の促進 アーカイブコンテンツのネットワーク利用の促進 Web情報のアーカイブ化の促進			
		非常時における防災機関などが保有する情報通信システムの相互利用等の構築及び活用状況	ネットワークの構築	18年度			電子商取引の普及発展	国民への電子署名及び認証業務に関する普及啓発活動の実施状況	講演活動の実施4回以上	16年度	電子商取引の普及発展には国民への電子署名及び認証業務に関する普及啓発活動が重要であることから、その状況を示す左記指標により本施策の進行管理をするものである。	研究開発	電子署名及び認証業務に関する法律等	財政投融资事業者に対する要請、国民への普及啓発	
		研修受講者数	12,000人	17年度			情報通信利用の適正化、情報通信ネットワークにおける情報セキュリティ対策の実施状況	・特定電子メールの送信の適正化等に関する法律等に基づく措置状況 ・非常時における通信確保のための情報伝達ネットワークの構築及び活用状況 ・情報通信ネットワークにおける情報セキュリティ評価手法の標準化状況及び国内での活用状況 ・特定無線設備等による混信等の未然防止等	研究開発等の状況の公表等 ネットワークの構築	毎年度 18年度	政策目標の実現への貢献の状況を示す「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」に基づく措置状況、非常時における通信確保のためのネットワーク・ガイドラインの活用状況、技術基準不適合設備に関する実態調査等の指標により、本施策の進行管理をするものである。なお、目標値は特定電子メール法第12条や各システムの運用想定時期等により設定している。	特定電子メールの送信の適正化等に関する調査研究その他の消費者支援策の推進 電気通信事業者における情報セキュリティ体制の確立等に係る施策その他の情報セキュリティ施策の推進	関係法令等の整備 相互利用のガイドラインの策定	苦情相談の対応 税制 電気通信事業者、国民への情報提供 情報セキュリティ対策の検討 国際標準化活動への寄与 防災関係機関、国民への情報提供	
		ベンチャー企業に対する助成の成果(特許等取得率)	80%	17年度			情報通信利用の適正化、情報セキュリティ対策及び情報通信ネットワークの安全・信頼性の向上	・無線LANのセキュリティ対策に関する周知啓発の実施状況 非常時における防災機関などが保有する情報通信システムの相互利用等の構築及び活用状況	基準不適合機器の市場における流通実態の調査等の実施 ガイドラインの改訂	毎年度 16年度		情報セキュリティ普及啓発 無線インターネットアクセスの利用促進に関する調査研究 電気通信機器の基準認証制度に関する調査の実施等 非常時における防災関係機関等が保有する情報通信システム相互利用等に関する調査研究 「コンテンツ安心マーク」(仮称)制度創設の推進			
							情報通信分野の人材育成	研修受講者数	12,000人	17年度	情報通信分野の人材育成への貢献の状況を示す研修受講者数の指標の状況により本施策の進行管理をするものである。目標値はe-Japan重点計画2003に基づくものである。	人材研修事業支援事業	電気通信に関する資格制度整備		
							情報通信ニュービジネスの振興	ベンチャー企業に対する助成の成果(特許等取得率)	80%	17年度	ITベンチャーにとって、技術開発に伴う特許等の取得は成功の鍵とされており、これを指標及び目標として、情報通信ニュービジネスの振興施策の進行管理をするものである。	ベンチャー企業への助成等	民間部門との協調の推進等のための制度整備	ベンチャー企業への情報提供 財政投融资、税制	
							情報バリアフリー環境の整備	字幕付与可能な総放送時間に占める字幕放送時間の割合	100%	19年度	情報バリアフリー環境の整備の実現への貢献の状況を示す字幕付与可能な総放送時間に占める字幕放送時間の割合の状況により本施策の進行管理を行うものである。目標値については、平成19年までに字幕付与可能な放送番組全てに字幕を付与することを目標とした「字幕放送の普及目標」を行政の指針として策定し取組みを推進しており、e-Japan重点計画-2003(平成15年8月)にも定められているものである。	字幕番組・解説番組等の制作促進事業 高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金等		国民、地方公共団体、NPO、民間企業等への情報提供 情報バリアフリーに関する検討	

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)			施 策	左記施策の主な指標			左記施策の実施手段(一定のものは事業評価を実施)				
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方		左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制度の企画等	情報提供その他		
新たな ー 社会的 の 構築	世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境実現を目指した公平かつ能率的な電波利用の促進	超高速インターネット衛星の研究開発の状況	実用化	22年度	世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境実現を目指した公平かつ能率的な電波利用の促進への実現の度合いは、その主要分野である新たな電波利用システムの導入の実現状況及び電波利用環境の整備(移動鉄塔)の施策の実現状況により表されるものであり、これらの施策について設定した施策及び目標値によるものである。	超高速インターネット衛星の研究開発の状況	実用化	22年度	新たな電波利用システムの導入	新たな電波利用システムの導入への貢献の状況を示す第4世代移動通信システムの実現の状況、ITSにおける高速インターネットの実現の状況及びITSの利活用を推進するためのプラットフォームの構築の指標により本施策の進行管理をするものである。目標値及び目標年度はe-Japan重点計画-2003に基づくものである。	第4世代移動通信システム実現のための研究開発	電波法令の整備	免許人等への情報提供
		第4世代移動通信システムの実現の状況	実現	22年度		第4世代移動通信システムの実現の状況	実現	22年度		ITS実現のための情報通信技術の研究開発			
		ITSにおける高速インターネットの実現の状況	実現	17年度		ITSにおける高速インターネットの実現の状況	実現	17年度		ITS情報通信技術の国際展開に関する調査研究			
		ITSの利活用を推進するためのプラットフォームの構築	実現	17年度		ITSの利活用を推進するためのプラットフォームの構築	実現	17年度		ITS利活用推進のための調査開発			
		過疎地域等において新たに携帯電話が利用可能な状態となった人口数	10万人	17年度									
					迅速な周波数の再配分の実現等による電波の有効利用の推進	電波の利用状況の調査・公表・評価の実施状況	3年を周期として周波数帯を3区分して区分ごとに実施 770MHz以下 770MHzを超え3.4GHz以下 3.4GHzを超えるもの	毎年度	電波の実際の利用状況を調査し、評価を行うことにより、電波の有効利用の推進を図るとともに、新たな電波ニーズに的確に対応し、迅速な周波数の再配分の実現等に資するものである。	電波の利用状況の調査・公表・評価のより一層の円滑化 電波再配分のための給付金 電波利用料の抜本見直し	給付金制度の導入 電波登録制度の導入 電波利用料の抜本見直し	無線局に関する情報の提供 電波の利用状況の調査・公表・評価	
					電波を有効に、また、安心・安全に利用するための環境整備	遠隔操作による電波監視地域の人口カバー率	73.4%	16年度	電波利用の適正化・効率化を図ることにより電波の有効利用及び安心して安全な電波利用環境の一層の整備のため、遠隔操作による電波監視地域の人口カバー率等を勘案しつつ、施策を推進する。	電波監視施設の整備・維持運用			
					電波利用環境の整備(移動鉄塔)	過疎地域等において新たに携帯電話が利用可能な状態となった人口数	10万人	17年度	世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境実現を目指した公平かつ能率的な電波利用の促進への貢献の状況を示す「過疎地域等において新たに携帯電話が利用可能な状態となった人口数」の指標の状況により本施策の進行管理をするものである。目標値はe-Japan重点計画-2003に基づくものである。	移動通信用鉄塔施設整備事業			

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)			施 策	左記施策の主な指標				左記施策の実施手段(一定のものは事業評価を実施)			
		左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方		左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制度の企画等	情報提供その他		
新たなIT社会の構築	ユビキタスネットワーク社会の実現に向けた情報通信技術の研究開発・標準化の推進	専門家による評価において成果ありと評価される割合	80%	毎年度	本政策の目標達成状況は、その主要分野である各施策の実現状況により表されるものであり、各施策の指標のうち、それぞれの活動の成果による政策目標の実現の状況を表す数値的指標として左記の指標及び目標により評価するものである。	情報通信分野における重点領域の研究開発の推進	専門家による評価において成果ありと評価される割合	80%	毎年度	研究開発を推進する活動の成果を総合的かつ客観的に表す数値的指標並びに研究開発成果を適切に把握するための活動に関する業務指標及び目標により本施策の進行管理をするものである。	重点的研究資金制度による研究開発課題		
		ITU、IETF等における標準提案の件数	20件程度	17年度		情報通信分野における研究開発の競争的環境の創出	外部評価の実施回数	2回以上	毎年度		競争的研究資金制度による研究開発課題		
						情報通信に関する標準化の推進	国際的な連携に係る会合の開催	1回以上	毎年度		国際共同研究開発等を推進する活動の成果を表す数値的指標及び目標並びに国際標準化機関等に対する活動の成果を表す数値的指標及び目標により本施策の進行管理をするものである。	情報通信分野における標準化活動の強化 国際的次世代情報通信網共同研究の推進 情報通信ネットワークのセキュリティ評価等に関する調査研究等	
	二国間定期協議、政策対話、国際機関における協議等を通じた我が国情報通信行政に対する国際理解の推進や課題解決の状況等	-	-	-	グローバルな高度情報通信ネットワーク社会実現のためには、定期協議、政策対話等を通じた我が国情報通信行政の国際理解の推進や二国間における課題の解決等を図ることが重要である。そのため、我が国情報通信行政に対する国際理解や課題解決の推進状況等を指標として設定した。さらに課題解決の具体的な状況を図る指標、目標としてアジア・ブロードバンド計画の推進状況を設定した。	二国間定期協議、政策対話の実施状況と成果及び情報通信に関する意見交換の実施状況等	1回以上	16年度	グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現への貢献状況を示す我が国の情報通信行政の国際理解の推進等の状況、デジタル・ディバイド解消の一助となるアジア諸国からのウェブサイトへのアクセス状況、研究開発実証実験の効果を測定する左記指標等を設定し、本施策の進行管理をするものである。	電気通信に関する国際政策協議の開催 国際機関等への拠出金の支出等	二国間における協議等		
	アジア・ブロードバンド計画の推進状況	10か国以上のアジア諸国との間でICT分野での協力関係を推進	20年度		我が国情報通信行政に対する国際理解や課題解決の推進状況等を指標として設定した。さらに課題解決の具体的な状況を図る指標、目標としてアジア・ブロードバンド計画の推進状況を設定した。	国際機関等における会議への参画状況と成果及び情報通信分野に関する意見交換の実施状況等	1回以上	16年度			IT政策・制度支援ネットワークの構築 国際情報通信ハブ形成のための高度IT共同実験	国際機関等における協議等	
	グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現への貢献	アジア諸国におけるICT分野の人材育成3,000人を実現	22年度			ICT政策・制度支援ネットワークにおけるアジア諸国からのアクセス状況	140万アクセス	16年度					
						国際共同実験の実施状況	国際IX形成のための技術の研究開発状況並びに電子商取引プラットフォーム基盤整備及び多言語対応環境確立等に関する国際共同実験の進捗状況とシステム等の整備	17年度					
						ICT分野における研修やセミナー等の実施状況	ICT分野の人材育成3,000人	22年度					

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)	左記指標にかかる目標値			政策の指標等及び目標の設定についての考え方	施策	左記施策の主な指標			左記施策の実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
			左記指標にかかる目標値	目標年度	政策の指標等及び目標の設定についての考え方			左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制度の企画等	情報提供その他
新たな郵政行政の推進	郵政事業の適正かつ確実な実施の確保による国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展	日本郵政公社の監督の状況 (命令、報告等)	-	毎年度	総務省は、郵便局ネットワークを通じたユニバーサルサービスの提供等郵政事業の適切かつ確実な実施を確保するため、郵政公社の経営状況等報告させ、又は検査し、必要な措置を命ずることとしている。しかし、これら一連の監督や制度の企画立案については、予め定量的な指標等により目標を定め達成状況を測ることは困難であり、当該年度の経済環境等に応じて、郵政事業がどのように実施されたかによって評価すべきものであり、日本郵政公社の監督の状況等を総合的に勘案して判断するものである。また、郵政事業はユニバーサルサービスを提供していくこととしており、空白市町村数を0として設定することにより、国民生活の安定向上を図る指標の一環とする。	日本郵政公社の経営基盤の確立	日本郵政公社の監督の状況(命令、報告等)	-	毎年度	総務省は、郵便局ネットワークを通じたユニバーサルサービスの提供等郵政事業の適切かつ確実な実施を確保するため、郵政公社の経営状況等報告させ、必要な措置を講ずることとしている。しかし、日本郵政公社の監督の状況については、予め定量的な指標等により目標を定め達成状況を測ることは困難であり、当該年度の経済環境等に応じて、郵政事業がどのように実施されたかによって評価すべきものであり、日本郵政公社の監督の状況等を総合的に勘案して判断するものである。	郵政公社(郵便業務)に対する監視	業績評価、経営改善命令	業績評価の公表
		郵政事業に係る制度の企画立案の状況	-	毎年度			各調査研究について所期の成果を達成	郵政公社に対する業績評価の実施に伴う調査研究					
		郵便局配置空白市町村数	0	毎年度			各調査研究について所期の成果を達成		社会経済環境の変化が郵便貯金・簡易生命保険に及ぼす影響等に関する調査研究				
(参考となる指標) 中期経営目標の目標値達成状況	-	-	各調査研究について所期の成果を達成	郵便を取り巻く市場環境に関する調査研究									
新たな郵政行政の推進	国際郵便分野における国際協調の推進による利用者の利便の向上	UPU活動への人的、財政的貢献	職員1名派遣、最高分担等級50単位等級による連合の経費分担(1,968,000スイスフラン、173百万円相当)	16年度	国際機関における我が国の政策の反映を強固にする要素として、積極的に会合等への参画とともに、恒常的な職員派遣及び国際機関の経費の積極的な分担を通じ、国際機関の業務を人的、財政的に支援していくことが不可欠との観点から、同指標等を設定している。	国際協調・貢献の推進	郵政事業に係る制度の企画立案の状況	-	毎年度	総務省は、郵便局ネットワークを通じたユニバーサルサービスの提供等郵政事業の適切かつ確実な実施を確保するため、日本郵政公社の経営状況等を報告させ、必要な措置を講ずることとしている。しかし、制度の企画立案については、当該年度の経済環境等日本郵政公社を取り巻く環境に応じて変化するものであり、その年度において実施した制度の企画立案の内容により本施策の進行管理をするものである。併せて、郵政事業に係る制度の企画立案に資する調査研究を行い、調査研究の所期の成果を達成することにより本施策の進行管理の一助とするものである。	諸外国の生命保険事業に関する調査	制度の企画・立案	
		国際郵便関係機関等の会議の出席状況	年間3回以上	毎年度			各調査研究について所期の成果を達成	簡易生命保険に関する基礎調査					
		UPU活動への人的、財政的貢献	職員1名派遣、最高分担等級50単位等級による連合の経費分担(1,968,000スイスフラン、173百万円相当)	16年度			各調査研究について所期の成果を達成	諸外国の郵政事業に関する総合的な調査研究					
新たな郵政行政の推進	信書の送達の事業への民間参入制度の実施による利用者の利便の向上	事業者数	-	-	本政策は、信書便法の施行により、適正な業務運営の下、事業者の創意工夫による多様なサービスが提供されることにより、利用者利便の向上が図られることを達成目標としている。政策の指標としての事業者数については、実際にサービスを提供する主体及び利用者の選択機会を示すものであり、同法の目的とする利用者の選択の機会の拡大による利用者利便の向上の達成状況を図る客観的な指標としては妥当であると考えられるが、他方、同法に基づき事業への参入については、最終的に各事業者の経営判断に委ねられるべきものである点を考慮すると、行政として具体的な目標とすべき数値として設定することは必ずしも適切ではないと考えられる。また、事業者の参入状況については、例えば全ての政令指定都市に事業者が参入しているかどうか、といった事業者数のみでは把握し得ない利用者利便の向上の達成状況を図る上での参考となる指標である。	信書便分野の振興	地方事業者説明会への開催回数	各地方局1回以上	16年度	本件施策に関し、事業者の参入を促進し、利用者の選択の機会拡大に資するため、各地方局において事業者説明会等の周知・広報活動を年1回以上実施することとし、参加事業者に対し参入の手引きを配布することとする。	信書便事業者に対する監視		説明会の開催
		地方事業者説明会等への参加事業者数・申請の手引きの配布数	全国400社以上	16年度			各調査研究について所期の成果を達成	諸外国における郵便及び信書便事業の規制及び動向調査					
		地方事業者説明会等への参加事業者数・申請の手引きの配布数	全国400社以上	16年度			各調査研究について所期の成果を達成	申請マニュアルの調製・配布					

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)			政策の指標等及び目標の設定についての考え方	施 策	左記施策の主な指標			左記施策の実施手段(一定のものは事業評価を実施)			
		左記指標にかかる目標値	目標年度				左記指標にかかる目標値	目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制度の企画等	情報提供その他	
安全で安心な社会の実現	火災・災害等による被害の軽減	発生件数、死者数(火災)	死者数の軽減	毎年度	火災・災害等による被害の軽減については、社会環境の変化・天災等に左右される部分が多いため、前年度より死者数等を軽減することを毎年度の目標にするものである。	火災予防対策の強化	小規模雑居ビルにおける消防法令違反率	違反率の低減	毎年度	火災・災害等による被害の軽減への貢献状況を示す小規模雑居ビルにおける消防法令違反率等について、毎年度低減を図ることを施策の進行管理の目標とする。	消防法等に係る違反是正指導等に要する経費	消防法	普及啓発、災害情報の提供等 消防白書の作成・公表
		発生件数、死者数(災害)	被害の軽減	毎年度			危険物施設における事故件数	事故件数の低減	毎年度				
	緊急消防援助隊の隊数	概ね3,000隊	20年度	火災・災害等による被害の軽減への貢献状況を示す緊急消防援助隊の隊数等について、施策の進行管理の目標とする。目標値、年度は現状等を勘案し設定したものである。	消防補助金等	消防組織法	災害情報の提供等 消防白書の作成・公表 国民への啓発						
自主防災組織の組織率	75%	20年度											
消防団員数	100万人 (うち女性10万人)	毎年度											
					地域防災力の強化	防災拠点となる公共施設等の耐震改修実施件数	緊急性の高い15,134棟	19年度					
	国民保護体制の整備	都道府県・市町村の国民保護計画の策定率	100%		国民保護体制の整備については、全ての都道府県・市町村が国民保護計画を策定することを目標とするものであり、政府における基本指針の策定やモデル計画等の作成等を通じて都道府県・市町村の国民保護計画が早期に策定されるよう支援するものである。	地方公共団体における対応力の強化	都道府県・市町村における訓練の実施率	実施率の向上	毎年度	国民保護体制の整備への貢献の状況を示す都道府県・市町村における訓練の実施率等について毎年度向上を図ることを施策の目標とする。	消防補助金等		消防白書の作成・公表
							防災行政無線の整備率	整備率の向上 (同報系75%)	毎年度 (20年度)				
	救命率の向上	救命率	救命率の向上	毎年度	救命率の向上については、搬送にいたるまでの処置状況、症状等に応じて救命率が大きく異なってくることを考慮し、前年度より救命率を向上させることを目標にするものである。	救急業務の充実・高度化	救急救命士の数	全救急隊の85%の隊に救急救命士を1人以上配置	20年度	救命率の向上への貢献の状況を示す救急救命士の数等について施策の進行管理をするものである。目標年度は現状等を勘案し設定したものである。	消防補助金等	消防法	講習の実施等 消防白書の作成・公表
							救急資機材の整備状況	全救急隊の85%の隊(救急救命士が配置された救急隊)に高規格救急自動車を配置	20年度				

分野	政策 (実績評価対象政策)	左記政策の主な指標 (参考となる指標)	左記指標にかかる目標値			政策の指標等及び目標の設定についての考え方	施策	左記施策の主な指標			左記施策の実施手段(一定のものは事業評価を実施)		
			左記指標にかかる目標値	目標年度	左記指標にかかる目標値			目標年度	施策の指標及び目標の設定についての考え方	予 算	制度の企画等	情報提供その他	
安全で安心な社会の実現	社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備・提供	統計の体系的整備及びこれら統計調査の円滑な実施	-	-	-	社会経済の変化に対応し、国民生活の向上に役立つ統計の体系的な整備・提供を実現するためには、その主要分野である右記各施策を的確に実施していくことが必要であり、これらの施策について設定した指標及び目標値により評価するものである。	指定統計調査及び承認統計調査の審査件数	指定統計調査45件(程度) 承認統計調査160件(程度)	毎年度	左記政策の目標達成に対する寄与の状況を示す統計調査に関する審査・調整の状況等を検証し、その結果により本施策の進行管理を行うものであり、これら指標の目標値は、過去の実績等を勘案したものである。	統計法、統計報告調整法	産業連関表の作成	
		・指定統計調査及び承認統計調査の審査による改善事例(負担軽減の観点からの改善事例を含む。)	20調査(程度)	毎年度		社会・経済の実態に対応した統計が作成されるための調整	産業連関表を作成するための調整状況(会議の開催回数)	25回	毎年度		統計調査を定める産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令	標準統計分類の策定	
		・「事業所・企業データベース」を利用して重複是正が図られた調査数	100%	毎年度			標準統計分類を作成するための調整状況(会議の開催回数)	4回	毎年度		「国の行政組織等の減量・効率化等に関する基本的計画」(平成11年4月閣議決定)		
		・地方自治体の職員、登録調査員を対象にした研修の受講後のアンケートに基づく受講者の満足度(「非常に参考になった」または「参考になった」と回答した者の割合)	80%	毎年度			「事業所・企業データベース」に調査履歴を登録した調査数	100調査(程度)	毎年度				
		・統計調査員任命数に占める登録調査員の割合	-	-									
		統計調査の実施状況	-	-		統計調査の円滑な実施のための実施体制の確保及び国民の協力の確保	地方自治体の職員及び登録調査員を対象にした研修の実施状況	毎年3回以上実施	毎年度	左記政策の目標達成に対する寄与の状況を示す地方自治体への支援の状況等を検証し、その結果により本施策の進行管理を行うものであり、これら指標の目標値は、過去の実績等を勘案したものである。	「統計の日」(昭和47年7月閣議了解)	地方統計主管組織への支援	
		統計調査結果の提供状況	-	-			登録調査員の確保状況	登録基準数に対する登録比率100%超	毎年度			統計調査員確保対策事業	
		・ホームページ収録ファイル数及びアクセス件数等	ファイル数:約96万1,000件 アクセス件数:約232万5,000件	16年度			「統計の日」に関連した活動実績	官庁統計シンポジウムの開催数 1回 統計データフェアの開催数 1回	毎年度			各種行事の実施・支援	
						統計に関する国際協力の推進	国際比較可能データの提供	提供数 300件(程度)	毎年度	左記政策の目標達成に対する寄与の状況を示す国際協力の状況を検証し、その結果により本施策の進行管理を行うものであり、これら指標の目標値は、過去の実績等を勘案したものである。		国際比較可能データの提供	
							統計関係国際会議への対応状況	出席件数 10件(程度) 出席者数 15人(程度)	毎年度			統計関係の国際会議への参加	
						国勢の基本に関する統計の作成	統計調査の実施状況 調査事項・項目の充実の状況 集計内容・事項の充実の状況 国際的基準を踏まえた統計の整備状況 結果公表の迅速性確保の状況 利用者のニーズ等の把握のための研究会等開催状況 効率的な調査方法等の導入の状況 情報通信技術の導入状況 統計調査の円滑化を図るための各種施策の実施状況 情報開示・広報に関する施策の実施状況	-	-	左記政策の目標達成に対する寄与の状況を示す統計調査の実施状況を検証し、その結果により本施策の進行管理を行うものである。	統計調査の企画・立案		
						統計情報の的確な提供	統計調査結果の提供状況	・ホームページ収録ファイル数及びアクセス件数 ファイル数:約96万1,000件 アクセス件数:約232万5,000件 ・統計データ・ポータルサイトのアクセス件数 アクセス件数:約110万件 ・各府省共同利用型データベースの収録統計表数及びアクセス件数 収録統計表数:約7万7,000表 アクセス件数:約8万1,000件 ・総合統計書の刊行 年刊7冊、月刊2冊、その他1冊	16年度	左記政策の目標達成に対する寄与の状況を示す提供情報の量及びその利用状況を検証し、その結果により本施策の進行管理を行うものであり、当該指標の目標値は、過去の実績等を勘案したものである。		統計情報の提供	
		(参考となる指標)				恩給年額の適正な改定	恩給改定措置予算案の作成	-	-	恩給年額の適正化を図るためには、物価、公務員給与等の諸事情を総合的に勘案し、改定措置が必要と認められる場合は、予算案の作成、恩給法改正法案の国会提出を行うことが必要であることから、左記指標の状況により本施策の進行管理を行うものである。	恩給年額改定の企画・立案		
		毎年度の受給者数、毎年度の恩給年額			本政策については、恩給制度が国家補償の性格を有しており、恩給年額の改定に当たっては総合的に検討する必要があること等から、具体的な指標や目標値を設定することは困難であるため、「参考となる指標」により、本政策の目指す定性的な目標に向かっての達成状況の把握に努める。		恩給法改正法案の国会提出	-	-				
		受給者等の恩給に対する理解度				受給者等に対するサービスの向上	相談会等の開催回数・参加者数	全国7か所で各1回開催	毎年度	受給者等に対するサービスの向上を図るためには、受給者等の恩給に対する理解の向上を図るとともに、受給者等の負担軽減に努めることが必要であることから、左記指標の状況により本施策の進行管理を行うものである。左記目標値及び目標年度については、過去の実績等を勘案したものである。	住基ネット利用	相談会等の開催	
		受給者等の支給手続上の負担軽減度					恩給相談件数	-	毎年度			広報資料の作成・配布	
							広報資料の配布部数	約128万部	毎年度				
							恩給関係手続のオンライン利用件数、住民基本台帳ネットワークの活用件数	延べ約512万件(住基ネット活用件数)	毎年度				

目標の達成状況を的確に測定できる指標がないもの(の政策)については、「参考となる指標」の状況を示すことにより当該政策に係る現状や課題等を明らかにして評価